長崎県感染症予防計画

改定のポイント

◆ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症の危機に対し、平時からの備えを確実に推進するため、国の基本指針に基づき、記載事項を充実させ、数値目標を明記

第1 基本的な方向

- ◆事前対応型行政の構築◆県民一人一人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策◆人権の尊重◆情報公開と個人情報の保護
- ◆健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応 ◆県及び市町の果たすべき役割 ◆県民の果たすべき役割 ◆学校の果たすべき役割 ◆医師等の果たすべき役割
- ◆獣医師等の果たすべき役割 ◆感染症対策における国際協力 ◆予防接種

長崎県感染症 対策委員会新

- ◆予防計画に基づく取組状況について、毎年進捗管理を実施
- ◆平時における、関係機関との連携構築・情報共有の場
- ◆新感染症発生時の協議・体制構築・体制切替・体制決定の場

第2 発生予防・ま ん延防止

- 感染症発生動向調査
- ・病原体に関する情報が統一的に収集・解析・公表される体制構築
- ・医師等の届出に関すること
- ▶ 検疫所との連携
- 検体採取、積極的疫学調査等に関する基本的事項
- 情報収集·調 查·研究

第4 検査の実施・

検査能力の

向上

第5

医療提供体

制の確保

第7

目標に関する

事項

数值目標

一覧

- 環境保健研究センターの役割
- ・保健所、関係部局、大学等との連携による情報収集・調査及び研究の推進
- 感染症指定医療機関の役割
- ・知見の収集と分析
- ・電磁的方法による届出の促進・義務
- ▶ 大学等との疫学的な分析等の共同実施

⇒ 環境保健研究センターの検査体制確保 ・検査能力確認、検査機器維持管理、試薬等の備蓄 数値目標

- ・国立感染症研究所等の研修へ計画的に職員派遣
- ・患者情報と病原体情報の総合的な分析・公表
- ▶ 検査実施機関との協定締結 数値目標
- ・検査機関等とネットワーク構築や技術支援
- ▶ 第一種、第二種感染症指定医療機関等の整備
- ・県内配置や対応する感染症に関する考え方
- 数値目標新 ▶ 協定指定医療機関の確保・整備
- ・入院、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供を行う医療機関との協定締結
- ・協定締結による計画的な新興感染症発生時の医療提供体制整備
- ・自宅療養者等への医療提供において高齢者施設等への医療支援体制を確認
- 流行初期医療確保措置対象医療機関の確保
- ▶ 後方支援、人材派遣を行う医療機関との協定締結
- 数値目標 【新

県や医療機関における個人防護具の備蓄 数値目標



医療提供体制に関する目標値と考え方

- ・新興感染症発生早期、流行初期、流行初期以降に対応する感染症指定医療機関等の役 割分担体制を整備・構築
- ▶ 目標値一覧
- ・目標値を設けることで平時から新興感染症発生時の迅速な対応体制を整備
- ・医療提供体制、物資の確保、検査体制、宿泊療養体制、人材の養成・資質の向上、保健所体制整備 に関する目標値を設定
- ・進捗管理を毎年実施

第11 啓発・ 知識の普及 人権の尊重

- ▶ 適切な情報の公表·正しい知識の普及
- ・患者等が差別を受けることがないよう配慮
- ・情報提供やリスクコミュニケーションの実施
- ▶ 人権の尊重

第14 緊急時に関 する事項

- 国や他の都道府県、市町との緊密な連携
- 関係団体との連絡体制構築
 - 県民への可能な限りの情報提供

新第6 移送のため の体制確保

- 搬送体制の整備・構築
- ・有事の際の役割分担は、新型コロナウイルス対応を基本とする
- ・基本的な事例を参考に、詳細は保健所圏域で整理

新 第8 宿泊施設の 確保

- ▶ 宿泊施設と協定締結 数値目標
- ・協定を平時から締結し、宿泊施設を確保
- ・公的施設(県有施設等)の利用も検討

新

第9 外出自粛対 象者の療養 生活の環境 整備

- 健康観察の実施体制の構築(★)
- ・円滑な健康観察体制構築のための体制確保
- 宿泊療養施設の運営体制整備
- ・新型コロナウイルス対応の際のマニュアルを活用
- ▶ 市町・関係機関等との連携
- ・市町や民間事業者への委託体制整備検討
- ・食料支援等の実施体制構築
- ・市町や関係団体と連携体制構築

際、参考となる項目に ついては、「新型コロナ ウイルス感染症対策教 訓メモ」として記載

数値目標

新興感染症の発生の

(★) 今後も訓練や

研修を通じて協議・

検討が必要な項目

新

第10 総合調整又 は指示の方 針

- 総合調整の方針
- ・総合調整・指示の発動場面・要件等については、委員会等を通じて共有
- ・県は、感染症対策全般の体制整備について総合調整を実施
- ·研修や訓練を通じ、円滑な入院調整体制の構築(★)
- ·適切な時期に医療機関間による入院調整が可能な体制の構築(★)
- ▶ 指示の方針
- ・県民の生死に直結する緊急性を有する入院勧告や入院措置を保健所設置 市の長に対して行う場合のみ

新第12 人材の養成 及び資質の 向上

- 積極的な研修等への職員派遣 数値目標
- 医療機関による研修や訓練の実施や参加
 - 保健所感染症有事体制の構成人員の参加による実践的な訓練の実施

新 第13 保健所体制 の確保

> 保健所体制整備

染症の予防

- ・各保健所の有事を想定した人員確保 数値目標
- ·健康危機対処計画を作成し、BCP·責任体制の明確化
- 有事に備え保健所の感染症対応業務を一元化・外部委託(★)
- ・感染症発生から時系列に業務内容を整理し移行体制構築
- ▶ IHEAT確保·活用体制構築 数值目標

第15 その他の感 ・県による感染予防に関する研修実施

- 施設内感染の防止
- ・高齢者施設等も個人防護具の備蓄に努め、研修へ積極的に参加
- ▶ 動物由来感染症対策等・SFTSについて注意喚起や啓発実施
- 薬剤耐性対策 新